



一般社団法人岩手県建築士会
会長 勝部 民男 様

岩手県県土整備部長



県営建設（建築）工事の設計業務等積算基準及び同要領の改定について
このことについて、県営建設（建築）工事の設計業務等の積算に関する基準等を下記のとおり
改定しましたのでお知らせします。

記

1 1 改定対象

- (1) 県営建設（建築）工事の設計業務等積算基準
- (2) 県営建設（建築）工事の設計業務等積算要領

2 主な改定内容

- (1) 建築士法第 25 条に基づき定められる「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」が見直され、平成 31 年国土交通省第 98 号が制定されたことに伴う所要の改定
- (2) 業務価格の端数処理に係る規定の見直し

3 適用年月日

平成 31 年 7 月 1 日以降入札公告又は見積依頼をする設計業務等

4 積算基準等の公表について

上記 1 の積算基準等は、次の県ホームページで公表しています。

<http://www.pref.iwate.jp>

トップページ > 県土づくり > 建設業 > 入札手続 > 設計・積算・入札 >
県営建設（建築）工事の設計業務等積算基準等

担当

岩手県 県土整備部 建設技術振興課
技術企画指導担当 平野
電話 019-629-5951 (直通)